



「SDGs って何？ 私たちと未来をつなぐ 17 の目標」 vol.9

今回は、「目標 13：気候変動に具体的な対策を」と「目標 14：海の豊かさを守ろう」に焦点を当てて解説します。

【目標 13：気候変動に具体的な対策を】

目標 13 は「気候変動に対し緊急かつ効果的な対策を取る」ことを掲げており、温室効果ガスの削減や気候変動への具体的な対策が求められています。地球温暖化による気候変動は、私たちの生活や自然環境に大きな影響を与えています。台風や豪雨の深刻化、海面上昇など、地域社会にも深刻な課題をもたらしています。

上島町では、「上島町電気自動車購入費補助金」を交付しています。電気自動車は走行中に二酸化炭素を排出しないため、温室効果ガス削減に貢献しています。この取り組みは、気候変動への具体的な対策として SDGs の目標 13 に貢献しています。

また、防災訓練は気候変動に伴う気象（豪雨・台風など）のリスクを想定し訓練することで、被害を減少させることができます。防災アプリを使った気象情報の共有も、リアルタイムで気象警報を提供し、災害リスクを低減する手助けをしています。



【目標 14：海の豊かさを守ろう】

目標 14 は「海の生態系を保全し、持続可能な利用を実現する」ことを目指しています。上島町にとって、海は食料・観光・文化・経済の根幹であり、健全な海環境の維持は地域の将来に直結します。

海岸清掃活動を通じて海洋ごみの削減に取り組んだり、プラスチックごみの削減を進めることで海洋環境の保全に貢献することができます。

一人ひとりが海を守る意識を持つことが、未来の海の豊かさにつながります。



気候変動への対策と海洋環境の保全は、私たちの暮らしと未来に深く関わっています。小さな行動が大きな変化につながることを意識し、持続可能な社会の実現に向けて、できることから始めてみましょう。

■ 問い合わせ
企画情報課 ☎ 77-2500

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料は全額が社会保険料の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除の対象となるのは、令和 7 年中（令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日）に納めた保険料の全額です（令和 7 年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

令和 7 年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象の方に送付されます。お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Tax で利用できる電子データの送付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」で電子データを受け取ることができます。（電子送付希望の登録を行うと、登録後は書面の郵送が停止されます）。

	対象者	送付時期	
①	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和7年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵 送	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）	電子送付	令和8年1月下旬から順次
		郵 送	令和8年 2 月上旬

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

● 問い合わせ

今治年金事務所 ☎0898-32-6141
弓削 住民課 ☎77- 2503 生名 町民生活課 ☎76- 3000
岩城 町民生活課 ☎75- 2500 魚島 町民生活課 ☎78- 0011